

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第35号

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 承認の日後に事業地区内に居住するに至った者で、区長が市街地整備事業の施行上やむを得ないと認めるもの

第6条第2項第2号中「使用料」を「、入居時における使用料（京島一丁目コミュニティ住宅にあっては、第10条の2の規定により使用料の減額を受けるときは、当該減額後の使用料）」に改める。

第23条第1項中「の使用者」を「（京島一丁目コミュニティ住宅を除く。以下この項において同じ。）の使用者」に改める。

第29条中「第10条の2」の次に「（京島一丁目コミュニティ住宅を使用する場合を除く。）」を加える。

別表第1中 「

名 称	位 置	戸 数
-----	-----	-----

」を

「

名 称	位 置	戸 数
京島一丁目コミュニティ住宅	東京都墨田区京島一丁目1番2号	36戸

」に改める。

別表第2中 「

名 称	型 式	使用料（月額）
-----	-----	---------

」を

「

名 称	型 式	使用料（月額）
京島一丁目コミュニティ住宅	1LDK（Aタイプ）	75,100円
	1LDK（Bタイプ）	75,300円
	1LDK（Cタイプ）	79,800円
	1LDK（Dタイプ）	83,400円
	1LDK（Eタイプ）	85,400円

」に改める。

1LDK(Fタイプ)	89,100円
1LDK(Gタイプ)	95,000円
2LDK(Aタイプ)	89,100円
2LDK(Bタイプ)	97,500円

付 則

この条例は、平成21年11月2日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。